
医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者さまからお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報

その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、2024年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、

下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用 あり	1点
	マイナ保険証利用 なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用 あり	1点
	マイナ保険証利用 なし	2点

※上記にかかわらず、他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、

診療報酬点数が1点となります。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンラ

イン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

院 長